事業主の皆様へ

一般社団法大田工業連合会
事務局長　浜口　和彦

『中学生職場体験事業』に関する補助金のお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は当会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会では大田区立中学校が実施する『職場体験事業』にご協力いただく製造業企業様に、必要となる経費の補助を行っております。
詳細は以下にご案内させて頂きますので、内容ご確認の上、是非ご活用を頂ければ幸いです。

敬具

大田工業連合会は、大田区からの委託を受け、大田区立中学校が実施する職場体験事業にご協力される製造業の企業様に、必要な経費を補助する事業を行っております。
次世代の「ものづくり」人材の育成に取り組む企業を応援し、その活動を広めることで、大田区における「ものづくり」企業の人材の強化、ひいては事業発展に貢献することが、この事業の目的です。
地域の中学生に、製造業の職場を体験して貰うことにより、地域の重要産業である製造業への理解、関心を高めて貰う事が出来ると思います。
多くの企業の皆様に、積極的なご活用をいただきたいと考えております。
是非、ご活用をご検討下さい！

応募スケジュール

➢応募期限、審査等：随時実施致します。（但し、応募期限は２月末までとします。）
※今年度 **12 件**採択予定／予算がなくなり次第、募集締切りとなります。

事　業　内　容

令和８年４月から令和９年３月 9 日迄に行うもので、次頁の「２　事業対象」に定める事業
※上記の期間内であれば、既に終了した事業も対象とします。

事業の対象となる経費

１件当たり **10 万円**が上限です。**※1 社にて複数回の申請も可能です。**※予算がなくなり次第終了
費目は、応募用紙に記載のとおりです。

応募用紙記載の注意事項

1　応募者（事業実施者）

第 3 条　事業実施対象となる者は、大田区教育委員会が実施する中学生職場体験（以下「職場体験」という。）の生徒を受け入れる企業で、区内に製造現場を持つ中小企業者で製造業を主たる事業で営むもの（以下「事業実施者」という。）とする。

※第 2 条で製造業と中小企業者を定義しています。

第 2 条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)製造業　　日本標準産業分類に定める製造業のうち、別表に掲げる業種をいう。
(2)中小企業者　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する企業をいう。

※別表で定める業種

プラスチック製品製造業	金属製品製造業	情報通信機械器具製造業
ゴム製品製造業	はん用機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
窯業・土石製品製造業	生産用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業
鉄鋼業	業務用機械器具製造業	その他製造業
非鉄金属製造業	電気機械器具製造業	上記製造業と密接な関係のある業種で、一般社団法人大田工業連合会会長が認めたもの。

2　事業対象

第 4 条　職場体験枠は、中学生の「ものづくり」への興味の喚起、知識習得の場を創造する取り組みを行う事業実施者で、次に掲げるものとする。

(1)　**大田区立中学校が実施する職場体験事業を受け入れるもの**

(2)　その他、大田工連会長が必要かつ適当と認めるもの

※報告書には実施状況が分かる写真の添付をお願いしております。未撮影の場合はご相談下さい。

3　対象となる経費

第 5 条　事業実施の対象となる経費は前条におけるプロジェクトに要する経費のうち、次の経費とする。

(1)　職場体験を行うための材料費、教材費

(2)　職場体験において生徒を指導する従業員の人件費（上限：2,200 円／時間）

(3)　その他大田工連会長が特に適当と認める経費

※材料費等については、領収書等にて支払いを確認できるものに限ります。

【申請書提出先・問合せ】一般社団法人大田工業連合会
大田区南蒲田 1-20-20 産業プラザ PiO　5F
担当：事務局長　吉崎　TEL：03-3737-0797　FAX:03-3737-0799